令和７年３月１２日施行

令和７年度大阪府認知症介護指導者養成研修受講者募集要項

この要領は、社会福祉法人仁至会（以下「研修実施法人」という。）が実施する令和７年度認知症介護指導者養成研修（以下、「本研修」という。）に大阪府（以下「府」という。）からの推薦者として研修実施法人に推薦する者を決定するために必要な事項を定めるものである。

**１ 本研修の目的**

府の高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るための指導的役割を担う「大阪府認知症介護指導者」（以下「認知症介護指導者」という。）を養成することを目的とする。

**２ 実施場所**

認知症介護研究・研修大府センター

　（所在地）愛知県大府市半月町３－２９４

**３ 日程**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 研修期間 |  | | |
| センター（大府）  <前期> | 職場研修  ※オンラインによる同時双方向の研修を含む | センター（大府）  <後期> |
| 第１回 | 令和7年6月9日  ～令和7年8月8日 | 令和7年6月9日  ～令和7年6月20日 | 令和7年6月23日  ～令和7年8月1日 | 令和7年8月4日  ～令和7年8月8日 |
| 第２回 | 令和7年9月8日  ～令和7年11月7日 | 令和7年9月8日  ～令和7年9月19日 | 令和7年9月22日  ～令和7年10月31日 | 令和7年11月3日  ～令和7年11月7日 |
| 第３回 | 令和7年12月8日  ～令和8年2月13日 | 令和7年12月8日  ～令和7年12月19日 | 令和7年12月22日  ～令和8年2月6日 | 令和8年2月9日  ～令和8年2月13日 |

※職場における研修期間中に、オンラインによる同時双方向の研修（講義・演習）を受講する。

**４　カリキュラム**

　　本研修は、一部オンラインによる同時双方向の研修を実施する。そのため、上記の要件に加え、研修受講に際しては、自施設・事業所および自宅等で、下記のとおりＷＥＢ研修受講の環境を整えることを前提とする。

1. 研修受講に際して、自施設・事業所および自宅等でＷＥＢ研修を受講する環境が整っている。
2. 不特定多数に研修内容を閲覧されない環境が整っている。
3. 必要に応じて自由に発言できる環境が整っている。（カメラ、スピーカー、マイク機能）
4. 安定してインターネットに接続できる環境が整っている。（有線による接続を推奨）
5. パソコンで受講できる環境が整っている。（パワーポイントなどを映したときに文字が見られる大きさの端末で受講できることを前提とし、タブレット端末は推奨しない）

**５ 受講定員**

研修実施法人が定める人数

**６ 費用負担額**

研修に係る費用は、原則受講者負担とする。

① 受講料　　２３０，０００円

② 教材費・災害傷害保険料　　　　８，０００円

③ 宿泊費　　センターの宿泊施設を利用する場合１泊２，０００円（素泊まり料金）

　　　　　　　※ 宿泊施設は１６室のため利用できない場合があります。

④ 食費　　　１食あたり　昼食４９０円、夕食６５０円（事前申込制）

⑤ その他（交通費など）

※　認知症介護研究・研修大府センターにおいて実施する認知症介護指導者養成研修に受講者を派遣する介護保険施設、事業者等の経費負担を軽減するため、研修に係る費用の一部（受講料、宿泊費、交通費）を大阪府の予算の範囲内において負担する措置を行います。

　　ただし、費用負担を行うのは、年間４名を限度とします。

　　なお、本事業は「令和７年度大阪府の予算の成立」を前提に実施される停止条件付の事業です。本事業にかかる予算が成立しない場合には、大阪府による費用負担は行いません。

詳細については、受講者推薦決定時（４月中旬）に別途、お知らせする予定。

**７ 応募について**

**（１）対象者**

本研修の応募対象者は、以下の①から⑦の全ての要件を満たした者で、現に勤務する介護保険事業所の長が認知症介護指導者として適任であると認め、推薦する者であること。

① 認知症介護実践リーダー研修修了者であること。

② 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

③ 以下のいずれかに該当する者で、相当の介護実務経験を有する者

(ｱ) 介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。）

(ｲ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

(ｳ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者

④ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することを推薦者が認めている者

⑤ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

⑥ 【参考】に記載する「認知症介護指導者の役割」を遵守できる者

⑦ 研修の全日程を受講できる者

**（２） 必要書類**

応募に必要な書類となる書類は、以下のとおりとする。

① 受講申込書（研修センター指定「別紙様式１」）

　　② 実践事例報告（以下「レポート」という。）（研修センター指定「別紙様式３」）

　　　（3,000字程度で報告してください。ただし、図表は１点400字とみなします。その他、別紙様式３記入要領に留意し、作成してください。）

　③ 認知症介護実践リーダー研修修了証書の写し（１通）

④ 誓約書（別紙１のとおり）

⑤ 推薦書・承諾書（別紙２のとおり）

**（３） 申込方法（第１回から第３回まで共通）**

本研修を受講しようとする者は、上記７（２）①から⑤に列挙する必要書類を作成のうえ、令和７年４月２日（水曜日）までに下記まで提出すること。なお、申込期日を過ぎての提出があった場合は、これを無効とする。

　　　（申込先）

　　　　　大阪府福祉部高齢介護室介護支援課認知症・医介連携グループ

　　　（留意事項）

持参の場合は、９時００分から１８時００分まで（土・日・祝日は除く）

　　　　　郵送の場合は、令和７年４月２日（水曜日）必着とする。

**８ 推薦者の選考方法等**

上記７に基づく応募申込があった者について、別途府が設置する「大阪府認知症介護指導者養成研修受講者審査委員会」において、受講希望者より提出のあった書類審査及び面接審査を行った結果、適当であると認めた者について、府から研修実施法人に対し本研修の受講者として推薦するものとする。なお、当該面接審査の日時等の詳細は、別途受講申込者に通知するものとする。

**９ 受講の決定**

上記８により、府の推薦を受けた後、研修実施法人において「令和７年度認知症介護研究・研修大府センター認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」に基づき、選考の上、決定する。

【参考】

　（**認知症介護指導者等の役割）**

認知症介護指導者は、次に掲げる事項について了知し、協力するものとする。

1. 認知症介護関係研修の企画立案への参画及び講師として従事すること
2. 所属施設等において、認知症介護関係研修等の外部実習における実習生の受け入れを行う
3. 介護保険事業所や地域包括支援センター等からの相談等に対するアドバイザー役となるほか、認知症支援関係機関間の連携づくりに協力すること

1. その他認知症介護に関する府の取組みに対し協力すること

認知症介護指導者の所属する事業所の長及び法人代表者は、上記①から④に掲げる認知症介護指導者の活動を了知し同意するとともにその活動を支援すること。